予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な 支援プロセス等に関する調査研究業務一式 調達仕様書

令和5年7月 こども家庭庁支援局 家庭福祉課

第1 調達内容

1 調達件名

予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な支援プロセス等に関する調査 研究業務一式

2 契約の期間

契約締結日~令和6年3月31日

3 調査の目的

いわゆる、予期せぬ妊娠等により妊娠に葛藤を抱える妊産婦については、そうした妊娠に至った背景として、①自身が育った家庭環境(虐待経験や実親の不存在等)、②パートナーからの暴力、③貧困、④周囲からの孤立、⑤本人の特性(障害、境界域含む)等の要因が複雑に絡み合っている場合が多く、妊娠後に、必要な支援者、適切な支援を受けにくい状況にある可能性が高いと考えられる。

実際に、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が公表している、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)」において、妊婦が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「妊婦健康診査未受診」が38.8%で最も多く、次いで「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が28.6%が多いことが示されている。

このような背景を踏まえ、妊産婦への支援を行う関係機関(自治体等(児童相談所や保健所、市町村の妊娠相談窓口等。以下同じ。)、養子縁組民間あっせん機関、産婦人科等の医療機関、婦人保護施設、母子生活支援施設、NPO法人等)を対象に、当該機関が支援を行った事例の背景や特性をアンケート調査等により定量的に分析するとともに、ヒアリング調査等により定性的な内容についても把握を行い、妊産婦それぞれの特性や背景事情に応じた効果的な支援の方法について示唆を得ることを目的とする。

第2 調査研究事業の内容

「予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な支援プロセス等に関する調査研究業務一式」を円滑に実施するため、受託者において、次に掲げる1から3までの業務を行う。なお、これらの業務の実施に当たっては、企画・立案の段階からこども家庭庁と協議を行うものとする。

1 予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の実態等に関する調査

自治体等、養子縁組民間あっせん機関、産婦人科等の医療機関、婦人保護施設、母子生活支援施設、NPO法人等の支援団体等(以下、関係機関という。)に対して、予期せぬ妊娠等により支援が必要になった妊産婦に関する調査を実施し、データのとりまとめ、課題の整理、分析を行う。

① アンケート調査

関係機関に対して調査票を送付し、回答の回収、集計及び分析を行う。アンケートの調査項目の例は、以下のとおりであるが、2による有識者等の助言を踏まえ、こども家庭庁と協議の上、決定すること。

(調查項目例)

- ・妊産婦自身の家庭環境(生育歴、被虐待経験、親の服役や不存在、DV、実親等からの過干渉等)
- ・妊産婦自身の特性(知的障害、発達障害、依存症、愛着関係の課題、性格や 対人関係の課題、言語や文化的な背景、学歴や就職歴等)
- ・支援者や支援機関とのつながり・経過等(公的・民間の支援機関等の利用有無、(利用した場合)利用時期、利用回数等、(利用に至らなかった場合)利用しなかった理由、支援機関等以外で相談等を行った者の有無等)

② ヒアリング調査

アンケート調査の結果等を踏まえ、先駆的な取組を実施している関係機関や、 有識者等にヒアリング調査を行う。調査の対象は、5つ以上を選定することとし、 オンラインでヒアリングを行うことも可能とする。特に、妊娠が判明した際の妊 産婦の状況から、各支援機関につながるまで、また、出産後支援が必要となった 状況等、妊娠期から産後まで時系列ごとに事例を俯瞰して分析し、妊娠後早期に 支援につながるために、どのような方法が有効か(事前の情報提供や効果的な周 知の方法等)について、2による有識者等の助言も踏まえ、検討を行う。

2 有識者等から助言等を受ける機会の確保(委員会方式やヒアリング等の実施)

1の①及び②に掲げる業務の実施に当たり、有識者(発達や障害、女性支援及び統計)等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を確保すること。この際、助言等を受ける有識者の数は5名程度とし、その選定及び助言等を受ける方法(検討委員会方式又は個別ヒアリング等)については、こども家庭庁と協議の上、決定すること。

有識者等への検討会委員の委嘱(検討委員会を行う場合に限る。)、日程調整、会場確保、資料作成・印刷、謝金・旅費の支払い等は受託者が行うものとし、検討委員会の開催費用等(会場借料・印刷代等)についても本事業に含むものとする。なお、会場借料、謝金、旅費については以下の点に留意し、予算の範囲内で本契約とは別に支払うこととしており、契約締結後、所要見込み額を提出するものとする。

- ・ 旅費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料)については、「国家公務員等 の旅費に関する法律(昭和25年4月30日法律第114号)」に準じた金額とする。
- ・謝金については、「謝金の標準支払基準(平成21年7月1日各府省等申合せ)」に 記載されている基準に準じた金額とし、別添のとおりとすること。
 - ※ 時間単位を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間招集する場合は、原 則として日額を適用する。

※ 時間単価を適用する場合の支払い単位は1時間とし、端数については、30 分未 満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で30 分未満の場合は1 時間とみなす。

3 報告書の作成

調査及び検討の結果等をまとめた報告書を作成すること。報告書の作成にあたっては、2による有識者等の助言を踏まえ、予期せぬ妊娠等により妊娠に葛藤を抱える妊産婦について、そうした事態に至った背景や特性の定量的・定性的な分析を行い、その背景や特性に応じ、インテーク、相談受理中、アフターケア等の各段階において、どのような支援が、必要とされ、また、効果的と考えられたかについて整理を行い、報告書の完成に際し、事前にこども家庭庁と内容を協議すること。

第3 納入成果物

1 納入成果物

令和6年3月22日までに、今後の予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な支援プロセス等の検討に資する資料等をまとめ、こども家庭庁HPに掲載する形にまとめた報告書を作成し、作成データを含め、納品する。

※報告書提出部数(電子媒体及び紙媒体): 20 部

2 納入形態

受託者は納入時に、日本語で作成した指定のドキュメントを紙及び外部記憶媒体 (CD-R または DVD-R) により、提供すること。

紙のサイズは、A4判を原則とする。図表については、必要に応じてA3判を使用することができる。

電子媒体等に保存する形式は Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式とすること。ただし、担当職員が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

3 納入場所

こども家庭庁支援局家庭福祉課

4 調達担当課及び連絡先

東京都千代田区霞が関3-2-5 こども家庭庁支援局家庭福祉課指導係03-6859-0149

第4 作業を進めるに当たっての留意事項

- (1) 本調査を進めるに当たって、仕様書の記載を基本としつつ、具体的な内容に疑義等が生じた場合は、こども家庭庁が実施する社会的養護関係施策の取組を考慮しながら、 受託者からの独自の提案も加味し、委託者と受託者が調整の上、決定すること。
- (2) その後も担当職員の求めに応じて分析結果等を報告すること。
- (3) 本調査を進めるに当たって必要となる検討委員会名簿等の情報については、委託契約締結後速やかに受託業者に提示するものとする。

第5 作業体制及び進捗管理

(1)作業体制

本調査の実施に当たって適切な作業体制を確保すること。各作業段階にて必要な人員、当該人員の保有する資格・実績等を明らかにするとともに、人員の欠如や変更の際は、同水準の体制を確保し、担当職員の承認を得ること。

(2) 進捗管理

受託者は、担当職員に進捗管理表を提出すること。担当職員が了承した進捗管理表に基づき、各作業内容の状況把握及びスケジュール管理を行うこと。進捗管理表には、作業名、委託者・受託者作業区分、責任者、発生する成果物、作業の開始日・完了予定日・完了日・完了基準等を記載すること。

各作業段階の進捗状況に関する定期的な報告会を担当職員との間で開催し、作業の報告を行うこと。報告会では、対象とする作業期間に予定していた全ての作業内容についての進捗を報告すること。

計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、担当職員の了承を得た上で、これを実施すること。

第6 検査

本調達仕様書「第3.1 納入成果物」に則し納入成果物を提出すること。その際、こども家庭庁の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(写真等)を、納入成果物と併せて提出すること。

検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、令和6年3月31日までに修正が反映された全ての納入成果物を納入するものとする。

本調達仕様書「第3.1 納入成果物」以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態を保っておくこと。

第7 その他

(1) 知的財産等

① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、受託者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不

可能と示されたもの以外、こども家庭庁が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべてこども家庭庁に帰属するものとする。

- ② 本件に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が 権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担 や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前にこども家庭庁 へ報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該 紛争の原因が専らこども家庭庁の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担にお いて一切を処理すること。この場合、こども家庭庁は係る紛争の事実を知ったとき は、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を 講ずる。

(2) 再委託

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- ② 受託者は、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再 委託することはできない。
- ③ 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、原則として予め再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに契約金額等について書面により申し出た上で、こども家庭庁の承認を得なければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- ④ 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、こども家庭庁に対しすべての責任を負うものとする。また、本業務の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

(3)機密保持

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で担当職員が開示した情報(公知の情報を除く。 以下同じ)及び受託者が作成した情報を、本委託業務の目的以外に使用又は第三者 に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 個人情報の保護及びデータの機密を厳守する必要があることから、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守するとともに、プライバシーマークを取得していること。
- ③ 受託者は、本委託業務を実施するにあたり、担当職員から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・ 複製はしないこと。
- 用務に必要がなくなり次第、速やかにこども家庭庁に返却すること。
- · 受託業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受託者において該 当情報を保持しないことを誓約する旨の書類をこども家庭庁へ提出すること。

(4) 立入調査の実施

本業務の履行状況を監督するため、こども家庭庁担当者が、履行開始時(契約後約1月以内)に受注業者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

(5)事業担当部局における進捗管理及び問題発生時の対応のあり方 作業の進捗状況等を報告するため、こども家庭庁の担当職員との会議を定期 的に行うこと。

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡 先にその問題の内容について報告すること。

(連絡先) 支援局家庭福祉課 03-6859-0149

(6)契約履行後のデータ廃棄

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又はこども家庭庁から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式「予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な支援プロセス等に関する調査研究業務一式に係るデータ等の利用後の廃棄について」をこども家庭庁に提出すること。

(7) 遵守事項

- ① 受託者は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準や、こども家庭庁情報セキュリティポリシー及びそれらに関連する資料等の内容を遵守すること。
- ② 担当職員へ提出する電子ファイルは事前にウィルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- (8)作業場所

受託業務の作業場所は、本件を実施するに当たって適切な場所を確保すること。

(9)業務に関連する法規への対応

受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、統計法、著作権法、不正アクセス禁止法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

(10) 環境への配慮

本件に係る納入物については、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めること。また、受託者側の内部の業務においても同様の配慮を行うことが望まれる。

(11) その他

- ① 受託者は、当該調査によって取得した情報を他の者に漏らしてはならない。
- ② やむを得ない事情により本調達仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、担当職員の承認を得ること。
- ③ 本調達仕様書に記載されていない事項は、担当職員と協議すること。 早急な対応を求めることもあるため、対応できる体制を整えること。

謝金の単価について

| 標準単価 | | 分野別職位等 | | | |
|------|---------|----------|--------------------------|---------------|---------|
| 区分 | 時間単位 | 大学の職位 | 大学の職位に ある者の平均 勤続年数 | 民間 | 地方公共団体等 |
| 1 | 11, 300 | 大学学長級 | 17年以上 | 会長・社長・ 役員級 | 知事·市町村長 |
| 2 | 9, 700 | 大学副学長級 | | | |
| 3 | 8, 700 | 大学学部長級 | | | |
| 4 | 7, 900 | 大学教授級 1 | | 工場長級 | 部長級 |
| 5 | 7, 000 | 大学教授級2 | 12年以上 | 部長級 | _ |
| 6 | 6, 100 | 大学准教授級 | | 課長級 | 課長級 |
| 7 | 5, 100 | 大学講師級 | 12年未満 | 課長代理級 | 室長級 |
| 8 | 4, 600 | 大学助教・助手級 | | 係長・主任級 | 課長補佐級 |
| 9 | 3, 600 | 大学助手級以下1 | | 係員1 | 課員1 |
| 10 | 2, 600 | 大学助手級以下2 | | 係員2 | 課員2 |
| 11) | 1, 600 | 大学助手級以下3 | | 係員3 | 課員3 |

留意事項

- ・大学学長級、大学副学長級、大学学部長級には、それらを経験した大学教授級を含めてもよい。
- ・弁護士や医師等の個人については、職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験 年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、標準単価の中から適宜単価を選 択する。
- ・支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間と する。
- ・支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は、1時間とみなす。
- ・国家公務員が公務として講師等を行う場合は支給しない。

令和 年 月 日

予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な支援プロセス等に関する 調査研究業務一式に係るデータ等の利用後の廃棄について

受託者名

事業履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、 報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する①データの媒体等と、②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)

- · ①電磁的記録媒体 ②裁断
- · ①紙媒体 ②償却 or 溶解 or 裁断
- ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ

- ②データ消去

- ※ ①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。
- 2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※ 上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。